



資料1

J M R C 関東ご登録クラブ 各位

2016年11月
J A F 関東地域クラブ協議会

2017年度

スポーツ安全保険、見舞金制度について

拝啓 時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、来年度（2017年）のスポーツ安全保険、J M R C 関東見舞金制度につきまして案内させていただきます。2017年度もご加入いただきますよう、御願ひ申し上げます。

敬具

1. スポーツ安全保険

2016年度に続き、加入者様の負担軽減策といたしまして、頂戴しておりました登録料（登録証発行手数料、登録証・封筒費用、送料等として）をJ M R C 関東で負担いたします。

つきましては、加入費用はスポーツ安全保険掛金のみとなりますが、2016年度より区分が一部改定となっておりますので、申込み時にご注意下さい。（改定内容は別紙をご覧ください。）

C区分：1,850円、 **B区分：1,200円** A区分：800円

加入費用変更に伴い、個人宛郵送サービス、切手同封サービスは中止させていただき、登録証は一括してクラブ事務局様宛に郵送とさせていただきます。

2. J M R C 関東見舞金制度

同様に見舞金制度掛金のみとなります。補償金額は今年と同様です。

見舞金制度：2,100円

スポーツ安全保険にJ M R C 関東を通して団体で加入するメリットは、所属クラブ員の方がお一人で他クラブ主催のイベント（走行会や練習会等も含みます）に参加される時でも、その主催者がJ M R C 関東を通じてスポーツ安全保険に加入されていれば、補償対象になるという点です。

保険加入に関しては2016年度より、クラブ単位での年度初回加入申込み条件は、4名以上となりましたが、これはC、B、A区分合計で4名でも有効です。

尚、J M R C 関東登録、スポーツ安全保険、見舞金制度の関連事項は、J M R C 関東のホームページからプリントアウトできます。

J M R C 関東公式ホームページ <http://www.jmrc-kanto.org/>